

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年12月1日)

陳情3年危機管理第30号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-30 (R3.11.29)	危機管理	島根原発再稼働における市民参加型の原発行政を実行するための会議の開催について	

▶陳情事項

島根原子力発電所2号機の再稼働における住民の不安や懸念を払拭するために、鳥取県民であれば誰でも参加することができる住民参加型の会議を、鳥取県の住民と鳥取県当局と中国電力株式会社の三者で開催すること。

▶陳情理由

2021年9月に、島根原発2号機が新規規制基準に合格して以降、2021年11月現在、島根原発2号機が再稼働に向けて、慌ただしくなっている。この2か月の間に、島根県、松江市、境港市、米子市等で住民説明会が行われ、11月18日には、鳥取市でも住民説明会が実施された。鳥取市での説明会は、平日の18時ということもあり、大変少ない参加人数だった。しかも、鳥取市で住民説明会を開催した理由は、避難先であるということであった。鳥取市はあくまでも避難先であり、鳥取市が汚染された場合の提案などはなかった。また、その質問時間も十分ではなかった。原発事故が起こった場合の情報が県民に全く理解されていないまま、島根原発2号機が再稼働してしまうことに不安を感じている。どれだけの県民が、原発事故が起こった場合の状況を理解しているのか甚だ疑問である。

また、新規規制基準で地震動が820ガルに引き上げられたので、より基準が厳しくなったという説明があった。そこで、陳情者は、地震動の820ガルは一般住宅よりも緩い基準であり、この基準をもって安全だといえるのか？という質問をした。県の担当者は、原発は硬い岩盤の上に建設されているので、820ガルで安全性が確保されている旨の返答をされた。しかしながら、2007年中越地震では新潟県の柏崎刈羽原子力発電所の3号機で2085ガルを記録している。このような背景から地震動820ガルに不安を覚えた。この説明会では、避難計画の点でも質問が多くあり、問題点が沢山あることが浮き彫りになった。

事故が起これば、被曝するのは県民であり、避難して生業を失うのも県民なのであるが、このような不安や懸念を住民がぶつけることのできる場所は、今のところ、住民説明しかない。陳情者が住民説明会に参加した感想は、ただ単に、質問してそのことに対して担当者が見解を述べるといったものであり、不安や懸念が解消し、議論が深まり、その後の原発行政に反映されるといったものではなかった。原発の稼働における様々な問題について、住民と鳥取県が中電とともに、意見交換し、議論し、少しでも問題を解決していく方法を模索するのがあるべき姿ではないか。原発行政を一方的なものにしないために住民参加型会議の開催をお願いする。

▶提出者

鳥取市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 島根原子力発電所2号機については、9月15日の原子力規制委員会で新規制基準に適合していると判断され、審査書が了承され（審査合格）、原子炉設置変更許可。
- 2 翌16日には、審査合格を受けて、資源エネルギー庁長官から鳥取県知事に対して、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請があった。
- 3 中国電力は、県、米子市及び境港市からの要請に基づき、米子市、境港市の住民に対し、島根原発の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行った（境港市10月15日、米子市10月18日）。

【県の取組状況】

- 1 県、米子市及び境港市は、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受けて、島根2号機の審査結果、原子力防災の取組やエネルギー政策などの説明を聞く機会を提供するため、住民説明会を5回開催し、そのうち避難先となる県中部・東部を対象とした避難計画説明会を2回開催した。
- 2 県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、各顧問からの専門的・技術的観点から抽出した論点について審査結果を慎重に確認した。
- 3 米子市、境港市の住民団体代表で構成された原子力発電所環境安全対策協議会と県との合同対策会議を開催し、同協議会委員に対して、国と中国電力からは島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原発の概要と必要性の説明を行い、県原子力安全顧問からは県原子力安全顧問会議での検証結果について説明を行った。
- 4 県、米子市及び境港市は、中国電力及び国に対し、住民に対する説明責任を果たし、理解を得るよう求めている。
- 5 県は、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市の意見を聞き、県議会とも協議を行い、その意向を踏まえて、慎重に判断していくこととしている。